【健康診断(特定健診や企業健診など）と 保険診療について】

保険診療のルールにより、混合診療や費用の重複請求が発生する

可能性を避けるため、健康診断と保険診療は同日には行いません。

（健康診断でも診察が行われるので、混合診療の扱いとなるおそれがあるためです）

健康診断を希望される患者様は、保険診療と別日に来院していただきますようお願いします。

［健康診断で異常が見つかった場合］

健康診断で、精密検査や治療が必要な疾患が見つかった場合、その後の診療は保険診療扱いになります。

◆同じ医療機関で治療を開始する場合
健康診断を行った医療機関でそのまま治療を開始する場合、**初診料は必要ありません。**

◆別の医療機関で治療を開始する場合
健康診断を行った医療機関とは別の医療機関で治療を開始する場合は、**初診料が必要になります。**